

市民相談 Citizen consultation

相談名	相談日	時間	場所	受付方法	問い合わせ
暮らしのなんでも相談所 国・県・市職員、弁護士、 司法書士などが対応	10/29(火)	13:00~16:00	保健福祉センター 3階 (多目的ホール)	当日午後3時30分まで に相談場所へ(先着順)	和歌山行政監視行政 相談センター ☎073-431-8221
年金出張相談(予約制) 厚生年金や国民年金の相談 や手続き	11/14(木) 11/28(木)	10:00~15:00	教育文化会館3階	10/10(木)から和歌山東 年金事務所お客様相談 室へ電話申込み	和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841
こころの相談(予約制) こころの病気、ひきこもりな どで悩んでいる人や家族	10/4(金) 10/24(木)	午後から	橋本保健所	橋本保健所保健課へ 電話申込み	橋本保健所保健課 ☎42-5440
認知症電話相談 認知症やその介護について の電話相談	月~金曜日	13:00~17:00	—	相談日時に電話で受付 ☎0120-555-294	地域包括支援セン ター ☎32-1957
心配ごと相談所 生活での心配ごと全般	10/7(月)	13:00~16:00	保健福祉センター	相談日時に相談場所へ (相談日時に電話相談 も受け付けています)	社会福祉協議会 ☎33-0294
NPO相談会(予約制) NPO法人の設立・運営管 理・各種手続きなど	10/9(水) 10/23(水)	10:00~16:00	市民活動サポートセ ンター	市民活動サポートセン ターへ電話申込み	市民活動サポート センター ☎33-0088
法律相談会 弁護士が対応します (予約制・先着9人)	10/17(木)	13:00~16:00	高野口地区公民館	10/10(木)午前8時30 分から直通電話のみ受 付☎39-7200	消費生活センター
消費生活相談会 悪質商法の被害、消費者の 契約・取引トラブルなど	①10/1(火) ②10/8(火) ③10/15(火) ④10/22(火)	13:00~16:00	①かつらぎ町役場 ②高野町役場 ③橋本市消費生活センター ④九度山町ふるさとセンター	相談日時に相談場所へ	消費生活センター
多重債務等無料相談会 司法書士による相談	10/12(土)	13:00~16:00	橋本商工会館5階	相談日時に相談場所へ	司法書士総合相談 センター ☎073-422-4272
人権相談(*1) いじめ、差別、虐待、家族 や近隣間の悩みごとなど	10/11(金)	13:30~16:00	東部コミュニティセ ンター	当日午後3時までに相 談場所へ(予約も可能)	人権・男女共同推 進室
女性電話相談 女性が抱える心配ごと全般	月~金曜日	9:00~13:00 ※1回30分程度	—	相談日時に電話で受付 ☎33-8525	人権・男女共同推 進室
その他の相談(詳しくはお問い合わせください) 子育て相談(妊娠期から18歳までの子どもに関する悩みなど)……問い合わせ:子育て世代包括支援センター ☎33-0039 教育相談(市内に在住・在学する子どもの不登校、いじめなど)……問い合わせ:教育相談センター ☎32-1512 家庭児童相談(子育ての悩み、児童虐待や不登校など)……問い合わせ:家庭児童相談室 ☎33-2111 青少年センター相談(*2)(非行など)……問い合わせ:青少年センター ☎32-2124 消費生活相談(悪質商法や多重債務に関する悩みなど)……問い合わせ:消費生活センター ☎33-1227 耐震相談(耐震診断や耐震改修など)・空き家相談……問い合わせ:建築住宅課 ☎33-1115					

*1 人権相談は、和歌山地方方法務局橋本支局(☎32-0206)でも随時実施しています。
*2 青少年センター相談は、Eメール(genki@city.hashimoto.lg.jp)による相談もできます。

介護サービス相談

地域包括支援センター …… ☎0120-555-294 紀和病院在宅介護支援センター …… ☎33-5000
ひかり苑在宅介護支援センター …… ☎37-3000 在宅介護支援センターさくら苑 …… ☎44-1189

災害情報の入手方法 問い合わせ:危機管理室 ☎33-6105

戸別受信機 防災はしもとメール 橋本市公式LINE 防災はしもとX

職員採用情報を随時配信中

自治体職員採用
情報サイト
「パブリックコネクト」

問い合わせ:職員課 ☎33-1193

環境

公共下水道接続促進助成金制度を ご利用ください 【下水道課】

市では、専用住宅および併用住宅を公共下水道へ接続する排水設備工事に対し、工事費の一部を助成する公共下水道接続促進助成金制度を設けています。

この助成制度は、下水道へ接続可能となった日(供用開始日)から3年以内に排水設備の新設工事申請を受理されているなどの条件を満たしている人が対象となります。詳しくは、市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

☎下水道課 ☎33-3160

浄化槽管理者の義務について

【下水道課】

浄化槽は微生物の働きにより汚れた水を処理します。微生物を活発に活用できるような環境を保つためには、保守点検および清掃を行うことが必要です。

また、実際にきれいな水に処理されているかどうかを判断するため、保守点検・清掃と併せて法定検査を受けなければなりません。

▶浄化槽法で定められている3つの義務

1. 浄化槽の保守点検
県知事登録の専門業者に委託してください。
2. 浄化槽の清掃
年1回以上必要です。市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。
3. 浄化槽の法定検査
毎年1回の水質検査を和歌山県水質保全センターで受けてください。

☎下水道課 計画係 ☎33-3160

空家が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理してください 【建築住宅課】

▶特定空家等と管理不全空家等

特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊するなど保安上危険となる恐れのある状態、または衛生上有害となる恐れのある状態など、周辺の生活環境の保全を図るために放置するべきではない状態の空家のことです。

また、そのまま放置すれば特定空家等に該当する恐れのある状態の空家を管理不全空家等といいます。

▶特定空家等の所有者への指導や勧告

特定空家等や管理不全空家等の所有者は、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、指導や勧告などを受ける場合があります。

対象の敷地が、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合は、この勧告により、当該特例の対象から除外されます。

▶危険な空家を発見したら

お住まいの地域で危険な空家を発見した場合は、建築住宅課まで連絡してください。市ホームページ(右の二次元コード)からはオンラインで通報できます。

☎建築住宅課 ☎33-1115



リサイクルごみ指定袋の使い方にご注意ください

「リサイクルごみ指定袋」は「その他プラ製容器包装」(以下「その他プラ」)と「ペットボトル」を捨てる際に使用できますが、次の点に注意してください。

【生活環境課】

▶注意点

- ①その他プラを捨てる場合
食べ残しや汚れを取り除いてから出してください。その他プラ以外のものが混ざらないようにしてください。
- ②ペットボトルを捨てる場合
キャップとラベルを取り外して中を水洗いし、水切りをしてから出してください。ペットボトル以外のものが混ざらないようにしてください。

▶その他

ご家庭で余っている「ペットボトル専用指定袋」や「その他プラ製容器包装専用指定袋」は、「リサイクルごみ指定袋」として使用できます。

☎生活環境課 ☎33-3702

